

身体障害者居宅生活支援事業の 実施等について

平成12年7月7日 障第528号
厚生省大臣官房障害保健福祉部長

身体障害者福祉法第18条第1項第1号の措置（以下「身体障害者ホームヘルプサービス事業」という。）、同項第2号の措置（以下「身体障害者デイサービス事業」という。）及び同項第3号の措置（以下「身体障害者短期入所事業」という。）の実施については、平成12年4月1日から左記によることとしたので、了知の上、管下市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に周知し、事業が円滑に実施されるよう特段のご配慮願いたい。

なお、これに伴い、平成2年12月28日社更第255号厚生省社会局長通知「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」は廃止する。

記

第1 基本的事項

身体障害者ホームヘルプサービス事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業（以下「居宅生活支援事業」という。）の実施に当たっては、次の基本的事項に留意しつつ、その推進を図ること。

1 目的

居宅生活支援事業は、地域における身体障害者の日常生活を支援することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであること。

2 広報等による周知徹底

市町村は、地域住民に対し、広報等により居宅生活支援事業の趣旨、内容、利用手続き等について周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めること。

3 対象者の把握

市町村は、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等の協力を得て、居宅生活支援事業の対象となる身体障害者の把握に努めること。

4 適切かつ積極的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、その対象となる身体障害者の障害の状況、介護の状況等当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該身体障害者本人の意向を尊重しつつ、総合的な観点から1の目的を達成するために最も適切な事業及び便宜を選定（複数の事業を組み合わせる場合を含む。）するとともに、事業の積極的かつ効率的な実施に努めること。

5 関連施策との有機的連携及び総合的な事業の実施

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、身体障害者更生援護施設への入所の措置等身体障害者の福祉に関する諸事業その他関連施策との有機的連携の確保を図るとともに、総合的な事業の実施に努めること。

6 関係機関との連携及び協力

市町村は、居宅生活支援事業の実施に当たっては、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者相談員、民生委員、社会福祉協議会等との連携及び協力の確保に努めること。

第2 身体障害者ホームヘルプサービス事業

身体障害者ホームヘルプサービス事業の運営については、別添1「身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」によるものとする。

〔別添1〕

身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱

1 目的

身体障害者ホームヘルプサービス事業（以下「事業」という。）は、身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下に便宜を供与するものとする。

この場合において、市町村は、対象者、便宜の内容及び費用負担区分の決定を除きこの事業の一部を市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉公社、及び医療法人等並びに昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号老人保健福祉部長、社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者並びに別に定める要件に該当する介護福祉士に委託することができるものとする。

第3 身体障害者デイサービス事業

身体障害者デイサービス事業の運営については、別添2「身体障害者デイサービス事業運営要綱」によるものとする。

第4 身体障害者短期入所事業

身体障害者短期入所事業の運営については、別添3「身体障害者短期入所事業運営要綱」によるものとする。

3 事業対象者

事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 入浴等の介護、家事等の便宜を供与する場合の対象者は、重厚の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者であって、当該身体障害者が入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする場合とする。
- (2) 外出時の移動の介護等の便宜を供与する場合の対象者は、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をするときにおいて、適当な付き添いを必要とする場合とする。

なお、余暇活動等社会参加のための外出には、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上本制度を適用することが適当ではない外出は含まれないものとし、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能な外出とする。

4 便宜の内容

事業は、事業主体により対象者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うもの

とする。

(1) 身体の介護に関すること。

- ア 入浴の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 食事の介護
- エ 衣類着脱の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助その他必要な身体の介護

(2) 家事に関すること。

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(3) 相談、助言に関すること。

生活、身上、介護に関する相談、助言

(4) 外出時における移動の介護

外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関する
こと。((1) の業務の一環として行われる外出時の付
き添いを除く。)

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、
相談、助言

5 便宜の供与方法

身体障害者の多様なニーズに応じ、ホームヘルプ
サービスを適切に提供するため、ソーシャル
ワーカー、看護婦等との連携の下に、基幹的なホーム
ヘルパー（以下「主任ヘルパー」という。）を適切
に配置し、これと他のホームヘルパーが一体となっ
て業務運営を行う方式（以下「チーム運営方式」と
いう。）により、便宜を供与することを原則とする。

(1) 主任ヘルパーの選考要件

主任ヘルパーは、次のいずれかに該当する常勤の
職員から市町村長が選考するものとする。ただし、

委託事業者等においては、当該委託事業者等の長が
選考するものとする。

ア 介護福祉士

イ 「ホームヘルパー養成研修事業の実施につい
て」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第
116号・児発第725号）に基づくホームヘルパー養
成研修1級課程又は継続養成研修「チーム運営
方式主任ヘルパー業務関連プログラム」を受講
し、修了した者

ウ 上記イの通知に基づくホームヘルパー養成研
修2級課程を修了した者であって実務経験が3
年以上の者

(2) 主任ヘルパーの業務内容

主任ヘルパーは、原則として利用者に対する
サービスを担当するとともに、次の業務を担当する
ものとする。

ア 在宅サービスを提供する事務所の構成員であ
るソーシャルワーカー及び看護婦等との業務実
施上の具体的な連携のための連絡調整に関する
業務

イ 事業の運営に関する業務（対象者のニーズを
評価し、これに対応した個別援助計画等の作成、
担当ヘルパーの選定等）

ウ 構成員であるホームヘルパーに対する業務の
指導に関する業務

エ その他ホームヘルプサービスの適切かつ円滑
な提供に必要な業務

(3) 事業実施上の留意事項

ア チームは、身体障害者の多様なニーズに応じ
て、時間外、休日、夜間等にも対応できるよ
うにすること。また、身体障害者が病院を退院し
在宅生活を行う場合等においては、保険医療関
係機関等との連携を図り、退院後の迅速な対応
についても留意すること。

イ ホームヘルプサービス提供上の問題点及び具
体的な処遇等に関する検討会等を定期的開催
すること。

6 事業対象者の決定等

(1) ホームヘルパーの派遣は、原則として当該身

体障害者又はその者が属する世帯の生計中心者からの申出により行うものとする。

なお、緊急を要すると市町村長が認める場合にあっては、申出は事後でも差し支えないものとする。

- (2) 市町村長は、申出があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。
- (3) 市町村長は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、事業対象者に対するホームヘルパー派遣回数、時間数（訪問から辞去までの実質サービス時間数とする。）及び供与される便宜の内容及びに費用負担区分を決定するものとする。
- (4) 市町村長は、便宜の供与を受けようとする者の利便を図るため、事業を実施している市町村社会福祉協議会等を経由して「ホームヘルパー派遣申出」を受理することができるものとする。
- (5) 市町村長は、この事業の対象者について、定期的に便宜の供与の継続の要否について見直しを行うこと。

7 費用負担の決定

- (1) 派遣の申出者は、別表の基準により便宜の供与に要した費用を負担するものとする。
- (2) 市町村長は、原則としてあらかじめ決定した時間数に基づき、利用者の費用負担額を月単位で決定するものとする。

8 ホームヘルパーの選考

ホームヘルパーは、次の要件を備えている者のうちから選考するものとする。

- (1) 心身ともに健全であること。
- (2) 身体障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- (3) 身体障害者の介護、家事及び相談助言を適切に実施する能力を有すること。

9 ホームヘルパーの研修

- (1) 採用時研修

ホームヘルパーの採用等に当たっては、採用時研修を実施するものとする。

(2) 定期研修

ホームヘルパーに対しては、年1回以上研修を実施するものとする。

10 他事業との一体的効率的運営

市町村は、この事業と障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業、母子家庭居宅介護等事業及び寡婦居宅介護等事業との一体的効率的運営を図るとともに、他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行い、また他の身体障害者福祉に関する諸事業等との連携を図り実施するものとする。

11 関係機関との連携

市町村は、常に福祉事務所、保健所、民生委員及び身体障害者相談員等の関連機関との連携を密にするとともに、この事業の一部を委託している市町村社会福祉協議会等との連携・調整を十分行い、事業を円滑に実施するものとする。

12 その他

- (1) ホームヘルパーは、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。
- (2) ホームヘルパーは、その業務を行うに当たっては、身体障害者の人格を尊重してこれを行うとともに、当該身体障害者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならないこととする。
- (3) ホームヘルパーは、対象世帯を訪問する都度原則として本人等の確認を受けるものとする。
- (4) 市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (5) 市町村は、この事業を行うため、ケース記録、便宜供与決定調書、利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備するものとする。
- (6) 市町村は、業務の適正な実施を図るため、委託先が行う業務の内を定期的に調査し、必要な

措置を講じるものとする。

- (7) 事業の一部を受託して実施する身体障害者療護施設を経営する社会福祉法人等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

13 ガイドヘルパーに関する特例措置

4の(4)の便宜については、当分の間、これを専門に行うホームヘルパー（以下「ガイドヘルパー」という。）を派遣することとするとともに、次の特例措置を設けることとする。

- (1) ガイドヘルパーを利用した場合の費用の負担については、7の規定にかかわらず、別表の「生計中心者」を「本人」と読み替えて費用を負担するものとする。また、身体障害者本人の事情によらない外出と実施主体が認めた場合には、費用の負担を減免できるものとする。

- (2) ガイドヘルパーの選考に当たっては、8の規定にかかわらず、次の要件を備えている者のうちから選ぶものとする。

ア 心身ともに健全であること。

イ 身体障害者福祉に関し、理解と熱意を有すること。

ウ 外出時の付き添いを適切に実施する知識と能力を有すること。

なお、実施主体は、ガイドヘルパーとして選考した者を、重度の視覚障害者のガイドヘルパー及び脳性まひ者等全身性障害者のガイドヘルパーの種別毎に登録するものとする。

〔別添2〕

- (3) ガイドヘルパーの研修に当たっては、9の規定にかかわらず、別に定めるところによって行うこととし、外出時の付き添いに関する必要な研修を受けるものとする。

- (4) その他、ガイドヘルパーの派遣による便宜の供与に関しては、別に定めるところに従い運営するものとする。

〔別表〕

ホームヘルプサービス事業費用負担基準

	利用者世帯の階層区分	利用者負担額 (1時間当たり)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	950

身体障害者デイサービス事業運営要綱

1 目的

身体障害者デイサービス事業（以下「事業」という。）は、身体障害者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種のサービスを提供するとともに、訪問により居宅において入浴サービスを提供して、身体障害者の自立と社会参

加を促進し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町

村は、対象者、サービスの内容及び利用料の決定を除きこの事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人及び医療法人等並びに平成9年12月17日障
障第183号・老振第139号大臣官房障害保健福祉
部長・老人保健福祉局長連名通知による「日帰
り介護（デイサービス）事業指針」の内容を満
たす民間事業者等に委託することができるもの
とする。

- (2) 事業のうち給食サービス、送迎サービス及び
訪問入浴サービスについては、他の事業と独立
して、市町村が適当と認める民間事業者等に
委託することができるものとする。この場合にお
いて市町村の長はその法人等に対し、当該事業
が適正かつ効果的に行われるよう指導監督す
るものとする。

なお、訪問入浴サービスを委託する場合の民
間事業者は昭和63年9月16日老福第27号・社更
第187号老人保健福祉部長、社会局長連名通知
による「民間事業者による在宅介護サービス及
び在宅入浴サービスのガイドラインについて」
の内容を満たすものであること。

3 利用対象者

事業の対象者は、在宅の身体障害者又はその介護
を行う者とする。

4 実施施設

事業は、身体障害者福祉センター及び在宅障害者
デイサービス施設で実施することを原則とする。た
だし、この事業が適切に実施されると認められる場
合には、その他適当と認められる施設であっても差
し支えないものとする。

5 事業の内容

事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 機能訓練

日常生活動作、歩行、家事訓練等

イ 社会適応訓練

会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等

ウ 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

エ 介護方法の指導

家族及びボランティア等に対する介護技術指導
等

オ スポーツ、レクリエーション

在宅の身体障害者の福祉の増進を図るために必
要なスポーツ、レクリエーション等の事業

カ 健康指導

健康チェック、健康相談

(2) 創作的活動事業

手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の技術援
助及び作業

(3) 入浴サービス

一般浴、介護浴

(4) 給食サービス

食事の提供

(5) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(6) 送迎サービス

車いす利用者等のリフトバスによる送迎

(7) 訪問入浴サービス

身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービ
ス

6 事業の実施

- (1) 事業の内容により、次の六類型により実施す
ることとする。

なお、次にいう基本事業については、前記「5
事業の内容」の(1)のア～カに掲げる六種目
の中から二種目以上を選択して実施するものとし
る。また、創作的活動事業については、普通型
は週二日以上、重点型は週五日以上事業を実施
するものとする。

ア 介護型

基本事業、創作的活動事業（普通型）、給食サービス、入浴サービス、介護サービス、送迎サービスを実施する。

イ 基本型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービス、入浴サービスを実施する。

ウ 入浴中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、入浴サービスを実施する。

エ 給食中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービスを実施する。

オ 作業中心型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、を実施する。

カ 小規模型

介護型

基本事業、創作的活動事業（普通型）、給食サービス、入浴サービス、介護サービス、送迎サービスを実施する。

基本型

基本事業、創作的活動事業（普通型又は重点型）、給食サービス又は入浴サービスを実施する。

- (2) 送迎サービスは、利用者の利便を考慮し、リフトバスを設置して極力実施するよう努めるものとする。なお、介護型デイサービスを実施する場合は必須とする。
- (3) 訪問入浴サービスは、浴槽（身体障害者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設置を備えたもの）等を設置して行うものとし、(1)のア～カのいずれの類型においても実施できることとする。
- (4) 入浴サービス、訪問入浴サービス及び給食サービスは、利用対象者の健康、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の安全、清潔等を十分勘案するとともに、食品衛生管理について十分配慮して実施するものとし、訪問入浴サービスにあつてはサービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医への連絡等必要な措置を速やかに行うこと。

- (5) 事業は、身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及び地域の実情等その置かれている環境に応じ、適切に実施するものとする。
- (6) 通所による援護事業（いわゆる小規模作業所）を実施している作業所が小規模基本型の事業に移行する場合に限り入浴サービス又は給食サービスの実施については任意とする。

7 事業の運営

- (1) 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。
- (2) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施するものとする。
- (3) 市町村は、事業の効果的推進を図るため障害者の代表、ボランティア、関係行政機関職員等で構成される「障害者自立生活センター運営委員会」を設置する等この事業の企画運営に障害者の意思を反映させる措置を講ずるものとする。
- (4) リフトバスは、車いすのまま利用できる設備を有するものとする。
- (5) リフトバス及び訪問入浴サービス用車両の設置及び運行に当たっては、道路交通法、道路運送法等関係法規に抵触することのないよう十分留意するとともに、リフトバスの運行に当たっては、重度障害者の安全な移動を確保するよう配慮するものとする。

8 利用定員等

事業（訪問入浴サービスを除く。）の1日あたりの利用人員は、おおむね15人程度（小規模型は、5人以上）とする。ただし、介護型デイサービス（小規模型であつて、利用人員が8人程度より少ない場合を除く。）を実施する場合には、1日あたりの利用人員のうち、身体障害者療護施設の入所要件に該当する者が5人以上（小規模型であつて、利用人員が8人程度以上の場合には、3人以上）利用するものとする。

9 職員等の配置

職員等の配置については、原則として次のとおり

とする。

- (1) 事業の企画、運営に当たる指導員を置くものとする。
- (2) 基本事業の実施に当たっては、必要な職員を置くものとする。
- (3) 創作的活動事業の実施に当たっては必要な講師等の確保に努めるものとする。
- (4) 入浴サービス、給食サービス等を実施する場合は必要な職員を置くものとする。
- (5) 訪問入浴サービスを実施する場合は、1回の訪問につき介助員2人以上をもって行うものとする。

10 利用料

〔別添3〕

事業の利用料は、無料又は低額な料金とする。ただし、入浴サービス、給食サービス及び訪問入浴サービス等については原材料費等の実費を定め、利用者が負担するものとする。

11 実施上の留意事項

事業の実施に当たっては、福祉事務所、身体障害者相談員、各種身体障害者団体等連絡を密にするとともに、ボランティアをはじめ地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。

なお、実施施設の構造及び設備については、平成12年3月30日厚生省令第54号「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」によるものとする。

身体障害者短期入所事業運営要綱

1 目的

身体障害者短期入所事業（以下「事業」という。）は、重度身体障害者の介護を行う者の疾病その他の理由により、当該重度身体障害者が居宅において介護を受けることができず一時的な保護を必要とする場合に、当該重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設に保護し、もって、これら居宅の重度身体障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。

この場合において、市町村は、対象者、保護の期間、利用料及び費用の減免の決定を除きこの事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、社会福祉法人及び医療法人等並びに平成9年12月17日障障第183号・老振第139号大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長連名通知による「短期入所生活介護（ショートステイ）事

業指針」の内容を満たす民間事業者等に委託することができるものとする。

この場合において実施主体の長はその法人等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 対象者

身体障害者短期入所事業の対象者は、在宅の重度身体障害者とする。ただし、訓練的理由による場合は、家族等介護者を含むものとする。

4 実施施設等

- (1) この事業の実施施設は、身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に保護することができるあらかじめ市町村長が指定した身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設とする。

ただし、医療法人等又は民間事業者等が実施する場合であって、これらの施設に準じて、この事業が適切に実施されると認められる施設であっても差し支えないものとする。

(2) この事業は(1)に掲げる施設の空ベッド及び短期保護のために整備したベッド等を利用して実施する。

5 保護の要件

重度身体障害者の介護を行う者が、次に掲げる理由により、その居宅において重度身体障害者を介護できないため、4の(1)に掲げる施設に一時的に保護する必要があると市町村長が認めた場合、及び重度身体障害者に対し機能訓練等を、介護を行う者に対しては介護技術等を修得させることにより、在宅介護の質の向上に資すると市町村長が認めた場合とする。

(1) 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

(2) 私的理由

(3) 訓練的理由

対象となる障害者を入所させ日常生活動作訓練及び介護の受け方等を指導すると同時に、介護を行う者に対しても宿泊を含む介護実習を行う。

6 保護の期間

保護の期間は、7日以内とする。ただし、市町村長が診断書等により内容審査の結果保護期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

7 費用負担

(1) 利用者は、保護に要する費用のうち飲食物費相当額を負担するものとする。ただし、生活保護世帯に属する者が、5の(1)及び(3)の理由により利用する場合は、これを減免することができるものとする。

(2) 訓練的理由による介護者については、飲食物費相当額及び介護実習に伴う実費の全額を負担するものとする。

(3) 利用料は、別途定める国庫補助基準単価を基準とし、適正な原価によるものとする。

8 事業実施上の留意事項

(1) 市町村は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意し事業の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

実施施設と連絡を密にするとともに福祉事務所、身体障害者更生相談所、民生委員等の関係機関と十分な連携をとること。

短期保護の申請に的確かつ迅速に対応するため、在宅の重度身体障害者等利用対象世帯の実態把握に努めること。

身体障害者居宅介護等事業その他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行うこと。

(2) 実施施設は、訓練的理由による場合、家庭での介護方法及び既存施策の活用等を記載した「ホームケア方法書」を作成し交付すること。

その作成に当たっては、介護者からの事情聴取または実地に調査を行い、家庭環境及び家庭における介護状況を把握するとともに、必要に応じ実施施設に配置された医師等の意見を聴取するものとする。また、実施施設は、「ホームケア方法書」を交付した場合であって、市町村の協力を要する事項については、市町村に連絡するものとする。

9 事業に対する補助

国及び都道府県の補助については別に定めるところによる。